

藤沢市議会政務活動費交付条例の一部改正について  
藤沢市議会政務活動費交付条例の一部を次のように改める。

令和4年12月1日提出

議会議員	井上裕介
同	清水竜太郎
同	柳沢潤次
同	桜井直人
同	谷津英美
同	松長由美絵
同	甘粕和彦
同	武藤正人
同	竹村雅夫
同	神村健太郎
同	原田建
同	友田宗也

藤沢市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

藤沢市議会政務活動費交付条例（平成13年藤沢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和5年4月30日までの間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、附則を定めた理由が解消されたため、減額措置を講じていた政務活動費について期限を定め、本則に戻す必要による。